

## 諸外国における在住外国人の社会統合施策の実施状況調査

調査国名	カナダ
事務所名	ニューヨーク事務所
記入者名	神笠
メールアドレス	<a href="mailto:kamikasa@jlgc.org">kamikasa@jlgc.org</a>

### 【基本的な情報について】

設問1 貴国内の人口数等について記載してください。

- ・国内の総人口数 36,991,981 人 (2021年 月時点)
- ・国内の在住外国人(移民)数 7,698,228 人 (2016年 月時点)

総人口に占める在住外国人数 20.81%

※2016年総人口(35,151,728)ベースで21.9%

### 【在住外国人に対する公的な言語学習制度について】

設問2 在住外国人に対する自国語(移住先の言語)の公的な言語学習制度(以下「言語学習制度」という)はありますか。

- ある → 設問3にお進みください
- ない → 設問13にお進みください

設問3 在住外国人に対して、言語学習制度を受けることを義務化していますか。例えば、永住許可の条件としている場合など、一定の条件を化している場合は「3 その他」にその内容をご記入ください。

- 義務
- 任意
- その他(以下にご記入ください)

--

設問 4 言語学習制度における学習機会の提供にあたって、責務・役割（実施・運営・財政負担・便宜等）の主体を選択し（複数選択可）、その内容をご記入ください。

- 国（以下に、責務・役割、及び、助成金等地方自治体への支援内容(あれば)を、具体的にご記入ください）

【シティズンシップ・移民省（CIC：Department of Citizenship and Immigration Canada）】

・原則、直接あるいは州政府等を通じて間接的にLINCプログラムの全ての資金を拠出。

・LINC（Language Instruction for Newcomers to Canada）プログラムの運営主体であるSPO（Service Provider Organization（※））についてもCICが直接審査、あるいはCICから委託を受けた州政府等の機関が間接的に審査を行っている。

（※）CICから資金提供を受け、授業を行う非営利セクターであり、各自治体に置かれている。

・LINCプログラムの様々な基準となる「Canadian Language Benchmarks」を設定。

- 州（以下に、責務・役割を具体的にご記入ください）

カナダの学校教育に関する権限は各州の教育省に委ねられ、各州に置かれた教育省が独自にカリキュラムや教育水準を設定しているため、州によりその教育政策は大きく異なる。

ESLに関しては州が資金を拠出しているが、ESLの運営は公立学校を管轄する教育委員会が行う。

- 地方自治体（以下に、責務・役割を具体的にご記入ください）

上述のとおり、ESLの運営主体は公立学校を管轄する教育委員会。

※カナダでは一般的に教育委員会の運営は市町村から独立している点に留意。市町村は教育委員会に対して補助金を提供している。

- 外国人雇用企業（以下に、責務・役割を具体的にご記入ください）

- NPO・任意団体等（以下に、責務・役割を具体的にご記入ください）

上述のとおり、LINCプログラムの運営主体は非営利セクターであるSPO。

- その他（以下に、主体とその責務・役割を具体的にご記入ください）

**設問5 言語学習制度の受講対象者についてお答えください。（複数選択可）**

- 就学後の成人（LINC）
- 就学後の未成年（LINC：州によって対象の場合あり）
- 就学中の児童（ESL）
- 就学前の子ども → 設問6にお進みください
- その他（以下にご記入ください） → 設問7にお進みください

【LINC】LINCプログラムを受講できるのは基本的には下記のとおり。

- ・カナダ永住者
- ・現にカナダ国内に居住する永住権申請中の外国人
- ・Immigration and Refugee Protection Act（IRPA）（移民・難民保護法）95条に明記された外国人

のいずれかに当てはまり、かつ18歳以上。市民権を得た者は対象外。

しかし、受講対象者は州によって異なる。

（例）ブリティッシュ・コロンビア州におけるLINCは17歳以上が対象のため、未成年も場合によっては含まれる（BC州の成人は19歳）。

<https://www.mosaicbc.org/services/language/linc/>

**設問6 設問5で「就学前の子ども」を選択した方にお聞きします。  
就学前の子どもに対する具体的な取組内容を以下にご記入ください。**

**設問7 言語学習制度の頻度・期間・総学習時間（又は上限時間）をお答えください。**

全国で統一した総学習時間の指定なし。州によって学習時間の制限あり。

- （例）・ブリティッシュ・コロンビア州は基本400時間（延長で600時間まで可）
- ・ケベック州は990時間

**設問 8 言語学習制度の中で、学習レベルの目標設定や求める水準はありますか。**

ある（具体的な内容を以下にご記入ください）

**【LINC】**  
①Speaking、②listening、③Reading、④Writingの4つの分野（Skill Area）を、それぞれ12のCLB（Canadian Language Benchmark）レベル※に分け、これらを①Basicレベル（CLBレベル1－4）、②Intermediateレベル（CLBレベル5－8）、③Advancedレベル（CLBレベル9－12）の3つのカテゴリーに分類している。なお、CLBレベルは絶対的な英語能力を12レベルに分類したものであり、レベル9以上は、一定の教育を受けていないカナダ人にとっても難しい。したがって、CLB基準で新移民学習が用意されているのは、レベル8までのクラスである。  
LINC基準では学習クラスを7つに分ける（LINC1－7）ことを理想としているが、学習主体であるSPO（Service Provider Organization）のキャパシティ（人的・物的・財政的要因）により、クラス編成の方法は大きく異なる。  
※CLBは、カナダにおける第二言語としての成人英語（ESL）能力を説明、測定、認識するための国家基準になっている。  
（参考）<https://issbc.org/wp-content/uploads/2014/12/LINC-Information-Brochure-Apr-2016-1.pdf>  
<https://www.clb-osa.ca/benchmarks/overview>

**【ESL】** 州により異なるが、CLBを基準としている。

ない

**設問 9 言語学習制度の受講者の受講料負担はありますか。**

ある（具体的な内容を以下にご記入ください）

ない（LINC、ESLともに）

**設問10 言語学習制度の授業形態についてお答えください。（複数選択可）**

- 対面授業
- オンライン授業
- その他（以下にご記入ください）

**設問11 言語学習制度の講師になるための公的な資格（又は要件）はありますか。**

- ある（具体的な資格名（又は要件）を以下にご記入ください）

**【LINC】**

各州の機関によって異なるが、一般的には以下のとおり。

- ・公認大学の学位
- ・TESLカナダ公認の教育機関の認定証又は修了書※1
- ・2年以上の成人向けESL指導経験
- ・一定のCLB能力※2

※1 認定を受けるためには、100時間以上のTESL/TEFLのトレーニング、20時間の実習（成人向け）、何らかの分野の学士号を取得している必要がある。

※2 設問8参照

**【ESL】**

各地域によって異なるが、学士号が必須となるところが多い。また、教員免許保有者や一定期間英語を教えたことがある者のほうが採用される可能性が高い。

- ない（主にどのような方が講師を担っているか以下にご記入ください）

**設問12 言語学習制度にボランティアが関わることはありますか。**

- ある（ボランティアが担っている主な役割を以下にご記入ください）

**【LINC】** 講師の補佐やアクティビティの参加など

- ない

**【在住外国人に対する公的以外の言語学習制度について】**

**設問13 在住外国人に対する公的ではない自国語（移住先の言語）の言語学習は主にどこで行われていますか。（複数選択可）**

- 大学
- 民間の語学学校（専門学校等）
- 企業
- 地域の語学教室（主な運営主体を以下にご記入ください）

- その他（以下にご記入ください）

設問14 公的ではない言語学習に対して、国や州等から補助金等の財政支援は行われていますか。

- 財政支援がある（具体的な支援の内容を以下にご記入ください）

- 調査できた限りにおいては、確認できなかった

設問15 公的ではない言語学習に対して、国や州等が財政支援以外の支援は行われていますか。

- ある（具体的な支援の内容を以下にご記入ください）

- 調査できた限りにおいては、確認できなかった

**【就学中の在住外国人の児童に対する取組について】**

設問16 就学中の児童に対して、学校内で特別な言語教育の支援を行っていますか。

- 子どもの学校編入準備コースがある（具体的な内容、対象となる年齢（又は学年）等を以下にご記入ください）

ESLでの学習が子どもの学校編入をサポートしている。  
なお、ESLは全国規模で存在しているが、評価方法等は統一されていない。ESLクラスの受講はあくまで生徒の権利で義務ではない。また、学校側に設置する義務もない。

- 子どもの補習校（母語での補修クラス）がある（具体的な内容、対象となる年齢（又は学年）等を以下にご記入ください）

公立学校に公用語である英、仏以外の言語を教育する義務は無い。ただし、学校側の裁量により、英仏以外の言語を授業に取り入れている学校はある。

- 実施していない  
 その他（以下にご記入ください）

設問17 就学中の児童への支援のため、その児童の保護者と学校側とのコミュニケーションに係る（言語的）支援を行っているか。

- 支援員の派遣を行っている。  
 オンラインによる支援を行っている。  
 その他（以下にご記入ください）

州によって保護者への言語的支援は様々であるが、オンタリオ州では多言語で保護者向け資料を作成している。  
<http://www.edu.gov.on.ca/eng/parents/multiLanguages.html>

- 行っていない

**設問18 外国人児童生徒専門の教育機関(チャーター・スクールなど)を設置しているか。**

- 公設公営
- 公設民営
- その他

州によって異なるが、一般的には公設公営が多い。

- 設置していない

**【母語教育への支援について】**

**設問19 母語教育への公的な支援(以下、母語支援)を行っているか。**

- ある(州によって) → 設問18にお進みください
- ない → 設問22にお進みください

**設問20 母語支援の具体的な対象者と実施する根拠をご記入ください。**

(例) オンタリオ州  
オンタリオ州では母語教育の実施が義務付けられているわけではないが、公立教育委員会は、州政府が資金を提供する国際語プログラムを通じて、生徒が母国語を学び、伸ばすための学習機会を提供している。  
(具体的な対象者) 公用語である英・仏以外を母国語に持つ生徒  
(根拠) 具体的な根拠法は無し。

オンタリオ州のILP (International Languages Program)  
<https://ile.ca/news-2/ilp/>

**設問21 母語支援の実施にあたって責務(実施・運営・財政負担・便宜 等)を負う主体をお答えください。**

- 国(以下に、その責務の内容をご記入ください)

- 州(以下に、その責務の内容をご記入ください)

(例) オンタリオ州  
オンタリオ州の初等教育レベルの国際語プログラムは課外授業として実施され、いずれの教室も教育委員会より支援が行われる。財政負担は州政府。

- 地方自治体(以下に、その責務の内容をご記入ください)

ESLの運営主体は公立学校を管轄する教育委員会。

- その他(以下に、主体とその責務の内容をご記入ください)

**設問22 母語支援の実際上の担い手(運営主体)をお答えください。**

- 公立の語学学校
- 民間の語学学校(国等から委託等)
- その他(以下に御記入ください)

公立学校

**【移住外国人に対する生活オリエンテーションについて】**

設問23 言語学習制度、又はそれ以外の制度の中で、移住外国人に対して市民教育オリエンテーション（国の概要、社会慣習等）を実施していますか。

- 言語学習制度の中で実施している  
（主な内容、学習期間（時間）を以下にご記入ください）

【LINC】カナダの文化や規範、慣習だけでなく、コミュニティーで提供しているサービスや住宅事情なども学ぶことができる。

- 言語学習制度以外の制度で実施している  
（実施主体・方法、主な内容、学習期間（時間）を以下にご記入ください）

CICのホームページでは下記をオリエンテーション資料として新移民に提供している。  
「A Newcomer's Introduction to Canada」  
[https://publications.gc.ca/site/archive-archived.html?url=https://publications.gc.ca/collections/collection\\_2012/cic/Ci63-19-2006-eng.pdf](https://publications.gc.ca/site/archive-archived.html?url=https://publications.gc.ca/collections/collection_2012/cic/Ci63-19-2006-eng.pdf)  
「Welcome to Canada」  
<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/publications-manuals/publication-welcome-canada-what-you-should-know.html>

- ない

**【その他、移住外国人の社会統合施策について】**

設問24 その他、移住外国人の受け入れ時に公的に行っている社会統合施策があればご記入ください。（実施内容・主体・方法 等）

設問は以上です。お忙しいところご協力ありがとうございました。